

補助金

手続きをお忘れなく
令和2年度分の浄化槽
維持管理事業費補助金

町では、猪苗代湖をはじめとする公共用水域の水質保全のため、浄化槽を適正に維持管理している人に対し、その費用の一部を補助しています。

▼補助対象となる要件

- ① 法律で義務付けられている「保守点検(県登録業者に委託)」、「清掃(町許可業者に委託)」、「11条法定検査(県指定検査機関実施)」の3つを全て完了していること
- ② 10人槽以下の浄化槽であること
- ③ 下水道、農業集落排水に接続できる建物でないこと
- ④ 町税を滞納していないこと
- ⑤ 単独処理浄化槽の場合は、初回申請から5年度を経過していないこと

▼ご注意ください

申請は1年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日の間)に1回限りです。まだ申請していない人は、忘れずに申請してください。未申請で年度が変わると、補助を受ける機会を

1回分失ってしまいます。

▼補助金額

種類 人槽	合併処理 浄化槽	合併処理浄化槽 (窒素リン除去型)	単独処理 浄化槽
5人槽	10,000円	17,000円	6,000円
6~7人槽	13,000円	20,000円	8,000円
8~10人槽	16,000円	25,000円	10,000円

▼問い合わせ先

上下水道課 下水道係
☎(62)5633

保健

町立猪苗代病院の消化器系の診療について

町立猪苗代病院の内科の外来診療では、令和3年1月より消化器系を専門とする非常勤医師2人が着任し、消化器系の分野に関して以前より幅広い診療が可能になりましたので、お知らせします。

6次化

「いな食6次化コンテスト」を開催します

町では、町産農産物・産品等のブランド化や価値向上と流通拡大を図っています。

このたび、町内の農業者や事業者、町民などを対象に「第1回いな食6次化コンテスト」を開催し、町産農産物等を使った魅力的な新商品の発掘を行うこととします。お知らせします。

▼応募要件

- 産品部門(本選のみ)
町内に住所を有している人が制作した、町内農産物等を使用した加工品
- そば料理部門(予選・本選)
町内に住所を有している人が制作した「いなわしろ天の香」を使用した創作料理
- ▼ 開催日 3月22日(月)
- ▼ 開催場所

▼ 診療日
毎週金曜日、毎月第2・第4水曜日

▼診療時間

いずれも午後2時から午後5時まで

▼その他

診療日や診療時間は、都合により変更になる場合があります。

▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115
町立猪苗代病院
☎(62)2350

インフルエンザ予防接種の負担軽減について

町では、インフルエンザ予防接種の助成対象者(1歳から18歳までの子どもと妊婦。高齢者は除く)で、令和2年10月1日から令和3年1月31日までに町の医療機関でインフルエンザ予防接種を受け、接種費用を実費で支払った人に対して、接種料金の全額または一部を助成しています。該当する人は、次の書類を持参の上、保健福祉課窓口で手続きをしてください。
※高齢者区分の人は、助成された金額で請求されていますので、役場での手続きは不要です。

▼持参書類

領収書、接種済証(母子手帳

募集

町奨学生を募集します

町では、令和3年度の奨学生を募集します。対象者は、町内に住所を有し、今年の4月から高等学校に進学する人です。

▼奨学資金の額

月額2万円以内

▼貸与期間

令和3年4月から在学する学校の正規の修業期間

▼出願方法

・奨学生願書と奨学生推薦調書を在学する学校経由で教育総務

など)、銀行またはJ Aの通帳、印鑑

▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係
☎(62)2115

案内

「税に関する習字」を展示します

町納税貯蓄組合連合会では、町内の小学校3年生から6年生までの皆さんに、税についての正しい知識と関心を持っていただくために、「税に関する習字」コンクールを毎年開催しています。

今年も皆さんから多数の作品が寄せられ、厳正な審査の結果、各学年の特選2点、準特選4点、佳作6点が選ばれました。

受賞作品につきましては、町役場庁舎内に次のとおり展示いたしますので、ぜひご覧ください。

▼展示期間

2月12日(金)~3月12日(金)

▼場所

町役場1階 町民ホール

▼問い合わせ先

税務課 収納係
☎(62)2113

募集

令和3年度会計年度任用職員を募集します

町こども課では、次のとおり令和3年度会計年度任用職員を募集します。

▼募集業務および予定人員

- ① 保育教諭業務 若干名
- ② 施設管理業務 1人

▼資格要件

- ① 保育教諭業務
幼稚園教諭または保育士の資格を有する人
- ② 施設管理業務
普通運転免許を有する人

▼勤務条件

猪苗代町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例による

▼勤務場所

町内こども園

▼応募手続き

町指定の履歴書(写真貼付)、職歴調書、滞納確認同意書などの必要書類に記入し、こども課に提出してください。応募に必要な書類は、こども課に備え付けてあります。

▼選考

面接試験および書類審査により選考します。

▼雇用期間

有料広告募集中

町は、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62)2111

住民基本台帳の写しの閲覧状況

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況についてお知らせします。
(閲覧期間：令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)

◆国または地方公共団体の請求によるもの(法第11条)

閲覧日	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和2年10月15日	自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所 広報官 三浦 和明	自衛官の募集に伴う広報のため	平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの日本人男女

◆個人または法人の申し出によるもの(法第11条の2)

閲覧日	申出者の氏名 (法人の場合はその名称及び代表者氏名)	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和2年6月30日	株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所 所長 千葉 記章	県民の生涯学習意識調査	大字川桁の満18歳から満70歳までの日本人の男女
令和2年8月19日	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦	メディアがどのように利用されているかをおたずねする調査	大字川桁字西幸野、字長町、字新町の満16歳以上の男女
令和2年9月10日	一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久	東日本大震災から10年復興に関する意識調査	大字磐里の満16歳以上の男女

春の全国火災予防運動

3/1(月)～7(日)

全国統一
防火標語

「その火事を 防ぐあなたに 金メダル」

火災予防の3つの習慣と4つの対策を実施しましょう。

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

猪苗代消防署 ☎(62)4433

善意をありがとうございます

株式会社パナレイク(吉野貴之社長)は昨年8月、NPO法人子育てサロン日向ぼっこにエアコン1台を寄贈しました。エアコンは、子育てサロン日向ぼっこが運営する猪苗代町児童館「つどいのひろば」に設置されました。同法人代表の鈴木サチ子さんは「夏の暑い時期を快適に過ごすことができ、利用する児童の保護者の皆さんからも『子どもたちが涼しいところで遊ぶことができてうれしい』との言葉をたくさんいただきました」と話しました。

株式会社パナレイク エアコン1台

交通事故に注意しましょう

県内において交通事故が多発しています。早めのライト点灯、ゆとりをもった運転をお願いします。

町交通対策協議会 ☎(62)2111

相談

人権擁護・行政相談 委員会合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及高揚を目的に活動しています。

人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時

3月5日(金)
午前10時から午後3時まで

▼場所

町役場3階 第3委員会室

▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62)2111

人権

再任された4人の人権 擁護委員を紹介します

星恵子さん(新在家)
齋藤裕子さん(六角)
佐藤秀一さん(内野)

渡部加代子さん(松橋浜)

人権擁護委員は昭和23年、政令に基づき人権擁護委員制度が発足し、翌年24年に人権擁護委員法が施行されて以来、70年以上にわたり、憲法で保障されている地域住民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚を目的として活動しています。

議会

3月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は町役場3階です。傍聴する人は、傍聴席入口にある受付票に住所・氏名・年齢を記入し、入場してください。

なお、議事を妨害する恐れのある人は入場できないなど、傍聴の際には注意事項がありますので、職員の指示に従ってください。

掲示板

告示

- ・第76号「債権差押書の公示送達」(税務課収納係)
- ・第77号「国民健康保険被保険者証再交付に係る無効告示」(町民生活課国保年金係)
- ・第78号「猪苗代町事業継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱」(商工観光課商工観光係)
- ・第79号「猪苗代町議会定例会の招集」(総務課行政管理局)
- ・第80号「充当通知書の公示送達」(税務課収納係)
- ・第81号「猪苗代町排水設備指定工事店の指定(No.66)」(上下水道課下水道係)
- ・第82号「充当通知書の公示送達」(税務課収納係)

公告

- ・第25号「令和2年度猪苗代町インフルエンザ予防接種」(保健福祉課健康づくり係)
- ・第26号「令和2年度における猪苗代町の発注予定工事情報」(企画財務課財務係)
- ・第27号「普通財産における一般競争入札の執行」(企画財務課財務係)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課にお問い合わせください。

『SDGs』って何だろう？

◆SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは？

SDGs は、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓うSDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組んでいく必要があります。



◆「SDGs日本モデル宣言」って何？

「SDGs日本モデル宣言」とは、令和元年に開催された「SDGs全国フォーラム2019」において発表されたもので、地方自治体が、企業・団体、学校・研究機関、住民などと連携してSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考えを示したものです。町では、令和元年8月にこの宣言に賛同しています。

「SDGs日本モデル宣言」

- ①SDGsを共通目標に自治体間の連携を進めるとともに、地域における官民連携によるパートナーシップを主導し、地域に活力と豊かさを創出します
- ②SDGsの達成に向けて、社会的投資の拡大や革新的技術の導入など、民間ビジネスの力を積極的に活用し、地域が直面する課題解決に取り組みます
- ③誰もが笑顔あふれる社会に向けて、次世代との対話やジェンダー平等の実現などによって、住民が主役となるSDGsの推進を目指します

◆私たちにできること

SDGsは私たち一人一人にもできることがあります。「ごはんをきれいに食べきる」「歯みがき中に水を流しっぱなしにしない」「地域の子どもたちに気持ちのいい挨拶や声掛けを心がける」など、一見すると小さなことかもしれませんが、小さな取り組みから始めることが誰一人取り残されることのない持続可能な社会を作ることにつながります。

ぜひ、皆さんも簡単なことから実践してみてください。

●問い合わせ先 企画財務課 企画調整係 ☎(62) 2112

マイナンバーカードの交付申請をサポートします

現在、町では、平日開庁時間および毎月第2・4週の火曜日の夜間の窓口延長時間帯にマイナンバーカードの申請サポートを行っています。

交付申請書の作成・申請データの提出を職員がお手伝いします。また写真撮影も無料で行っています。

(1) 受付窓口と受付時間

- 場所：町役場 町民生活課
- 時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで
- ※毎月第2・4週の火曜日は午後7時まで

(2) お持ちいただくもの

- 本人確認書類(運転免許証、保険証など)
- ※郵送でマイナンバーカードの受け取りを希望する人は、申請時に印鑑と本人確認書類が必要です。

来庁の際は、必要書類などをお忘れなく



(3) 申請から交付までの流れ

- ①窓口にて本人確認後、職員が交付申請書の作成を行います。
- ②顔写真の撮影を行います(無料)。
～約1ヶ月後～
- ③自宅に交付申請ハガキが届いたら町民生活課で受領してください。
※ハガキに書かれた書類(本人確認書類など)をご持参ください。

(4) 休日のマイナンバーカード交付申請サポートについて

- 平日に仕事などで役場に来られない人のために、休日の申請サポートを実施します。
- 休日申請サポート実施日：2月21日(日)、2月23日(火・天皇誕生日)、3月7日(日)
- 時間：午前8時30分から午後5時まで
- 場所：町役場 町民生活課

【マイナポイント事業の期間延長について】

マイナポイント事業については、令和3年9月末まで期間延長となりました。(マイナポイント未取得の人に限りです。)

そのため、令和3年9月末までにマイナポイントを申し込み、決裁サービスを利用することによりマイナポイントが取得可能となります。

ご注意ください！

マイナポイントを取得するためには、**令和3年3月31日までにマイナンバーカードの交付申請をした人が対象**となります。年度末にかけて申請窓口が混み合うことが予想されますので、休日のマイナンバーカード交付申請サポートをご利用いただき、令和3年3月31日までの申請をお願いします。

●問い合わせ先

- ◆マイナンバーカードの交付申請に関すること
→町民生活課 町民係 ☎(62) 2114
- ◆マイナポイントの取得に関すること
→企画財務課 企画調整係 ☎(62) 2112

